

吹田市成年後見制度利用助成金交付申請書

吹田市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話
助成対象者との関係

成年後見制度利用助成金の交付を次のとおり申請します。

申請理由	(成年後見制度利用に係る費用を支払うことで、生活の維持が困難となる等の事由をくわしく記載してください。)	
区 分	<input type="checkbox"/> 認知症高齢者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者	
助成種別	<input type="checkbox"/> 後見開始の審判等の請求費助成	
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 4親等以内の親族 (成年後見人等を付された者の氏名：)	
	<input type="checkbox"/> 成年後見人等の報酬助成	
	<input type="checkbox"/> 市長申立て <input type="checkbox"/> 請求費助成を受けた者 <input type="checkbox"/> その他	
助成対象者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	電話番号
成年後見人等の区分	<input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人	
申 請 額	金 円	
成年後見人等に対する報酬の算定対象期間	年 月 日から 年 月 日	

注1 のある欄は、該当するに \surd 印を記入してください。

注2 裏面に添付書類の一覧があります。

裏面に記載された書類のうち、該当するものについて添付が必要

以下の(1)から(6)のうち、該当する書類について添付が必要

添付書類

- (1) 前年（1月から7月までの間に申請をする場合にあつては、前々年）の所得の額等についての市町村長（特別区の長を含む。）の証明書
- (2) 認知症高齢者等と同居している4親等以内の親族が申請する場合にあつては、世帯全員の住民票の写し及び当該認知症高齢者等との続柄を証する書類
- (3) 後見開始の審判等の請求費助成に係る助成金を申請する場合にあつては、後見等の登記事項証明書の写し、後見開始の審判等の請求に係る申立書の写し、当該申立書に添付した財産目録及び収支予定表の写し（本人に相続財産がある場合は相続財産目録）、診断書の写し、後見開始の審判等の請求に要する費用の支払を証する書類及び後見開始等の審判決定書の写し、切手返還書の写し
- (4) 成年後見人等の報酬助成に係る助成金を申請する場合にあつては、後見等の登記事項証明書の写し、報酬付与の審判申立て書の写し（報酬金額の記載があるもの）、財産目録及び収支予定表の写し、後見開始等の審判決定書の写し
- (5) 保佐人及び補助人が申請する場合にあつては、民法第876条の4及び第876条の9に規定する代理権の目録の写し
- (6) 成年後見人等が法人の場合は、登記事項証明書の写し
- (7) その他（）